

第百五十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第二十三号

(二五二)

平成十三年六月二十六日(火曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 堀込 征雄君

理事 木村 太郎君 理事 岸本 光造君

理事 滝 実君 理事 二田 孝治君

理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 白保 台一君 理事 一川 保夫君

理事 岩倉 博文君 理事 岩崎 忠夫君

理事 岩永 峯一君 理事 金田 英行君

理事 上川 陽子君 理事 北村 誠吉君

理事 後藤田正純君 理事 七条 明君

理事 園田 博之君 理事 菱田 嘉明君

理事 松島みどり君 理事 松野 博一君

理事 山本 明彦君 理事 大島 敦君

理事 古賀 一成君 理事 後藤 茂之君

理事 津川 祥吾君 理事 筒井 信隆君

理事 永田 寿康君 理事 梢崎 欣弥君

理事 江田 康幸君 理事 高橋 嘉信君

理事 中林よし子君 理事 菅野 哲雄君

理事 日森 文尋君 理事 金子 恭之君

理事 藤波 孝生君

農林水産大臣 武部 勤君

農林水産副大臣 遠藤 武彦君

農林水産大臣政務官 岩永 峯一君

農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動

六月二十六日

辞任

高木 毅君 補欠選任

西川 京子君 松野 博一君

浜田 靖一君 松島みどり君

山本 明彦君

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十三号

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

平成十三年六月二十六日

同日

辞任

松島みどり君

松野 博一君

山本 明彦君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

日森 文尋君

山口わか子君

大島 敦君

できる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検認機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十八条を第五十条とする。

第二十七条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第二項中「第七条」を「第八条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告の徴収)

第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定検認機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告させることができる。

「第六章 雑則」を「第七章 雑則」に改める。

第五章中第二十六条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、同章の次に次の一章を加える。

第六章 指定認定機関及び指定検認機関

第一節 指定認定機関

(指定認定機関の指定)

第二十九条 第九条第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、認定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反

し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの(指定の基準)

第三十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九条第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が認定を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた農林水産省令で定める構成員の構成が認定の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、認定が不公平にならぬおそれがないものとして、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

四 認定の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理の基礎を有するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る認定の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の公示等)

第三十二条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第九条第一項の指定をしたときは、指定認定機関の名称及び住所並びに認定の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規

定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第三十三条 第九条第一項の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十九条から第三十一条までの規定は、前項の指定の更新について準用する。

(認定の方法)

第三十四条 指定認定機関は、認定を行うときは、第三十一条第一号に規定する者に認定を実施させなければならない。

(認定の義務)

第三十五条 指定認定機関は、認定を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定を行わなければならない。

(報告)

第三十六条 指定認定機関は、認定を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

(業務規程)

第三十七条 指定認定機関は、認定の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、農林水産省令で定める。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認可をした業務規程が認定の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の記載)

第三十八条 指定認定機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、認定に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存

しなければならない。

(照会)

第三十九条 指定認定機関は、認定の適正な実施のために必要な事項について、農林水産大臣又は都道府県知事に照会することができる。この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該照会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

(業務の休廃止)

第四十条 指定認定機関は、認定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(解任命令)

第四十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十二条 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、認定の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定の業務に従事する指定認定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第三十一条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第四十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

この節の規定に違反したとき。

第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第三十七條第一項の認可を受けた業務規程によらないで認定を行つたとき。

第三十七條第三項、第四十一條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九條第一項の指定を受けたとき。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

（農林水産大臣又は都道府県知事による認定の業務の実施）

第四十五條 農林水産大臣又は都道府県知事は、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定認定機関に対し認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、又は当該認定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定の業務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事が第一項の規定により認定の業務の全部若しくは一部を自ら

行う場合、指定認定機関から第四十條第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつた場合又は前条第一項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合における認定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、農林水産省令で定める。

第二節 指定認定機関

（指定認定機関の指定）

第四十六條 第十四條第一項の指定は、農林水産省令で定めるところにより、検認の業務を行おうとする者の申請により行う。

（運用）

第四十七條 第三十條から第三十八條まで及び第四十條から第四十五條までの規定は、指定認定機関について準用する。この場合において、第三十條、第三十一條、第三十二條第一項、第三十三條第一項及び第四十四條第一項第五号中「第九條第一項」とあるのは「第十四條第一項」と、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十七條第一項及び第三項、第四十條、第四十一條並びに第四十三條から第四十五條までの規定中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第三十一條各号、第三十二條第一項及び第二項、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條第一項及び第三項、第三十八條、第四十條第一項、第四十二條、第四十四條並びに第四十五條中「認定」とあるのは「検認」と読み替へるものとする。

第二十四條を削る。

第二十三條中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、第四十條中同条を第二十六條とする。

第二十二條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に、「左」を「次に」に、「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 漁ろう設備

第二十二條を第二十五條とする。

第二十一條中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第二十四條とし、第二十條の二を第二十

三條とし、第二十條を第二十二條とする。

第十九條を削る。

第十八條を第二十一條とする。

第十七條の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「左」を「次に」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由が」を「理由が」に、「事由を具して」を「その理由を付して」に改め、同項第二号中「第十五條」を「第十八條」に改め、同条第三項中「第十三條」を「第十六條」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二十條とする。

第十六條の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「左」を「次の」に、「に」を「いづれかに」に、「第六條第二項」を「第七條第二項」に改め、同条第一号中「第三條の二」を「第四條」に改め、同条第二号中「第十條の二」を「第十三條」に改め、同条第十九條とする。

第十五條第一項第三号中「知れない」を「不明になつた」に改め、同条第二項中「第九條」を「第十條」に改め、同条第十八條とする。

第十四條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条第二項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「第十條各号」を「第十一條各号」に改め、同条第十七條とする。

第十三條中「第十一條第一項」を「第十二條第一項」に改め、同条を第十六條とする。

第十二條の見出し中「備えつけ」を「備付け」に改め、同条中「第十一條」を「第十二條」に、「備えつけて」を「備え付けて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「事由」を「理由」に改め、同条第十五條とする。

第十一條の二中「第十四條第三項」を「第十七條第三項」に、「三年」を「五年」に改め、同条を第十三條とし、同条の次に次の一條を加える。

（指定認定機関）

第十四條 都道府県知事は、その指定する者（以下指定認定機関という。）に、前条の規定によ

る検認（以下「検認」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定認定機関に検認の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検認の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第十一條第一項中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同条第三項中「き損」を「損」に、「事由を具して」を「理由を付して」に改め、同条第十二條とする。

第十條中「左の」を「次の」に、「に」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条第二号中「第四條第三号」を「第五條第三号」に改め、「許可」の下に「その他の処分」を加え、同条第三号中「第七條」を「第八條」に改め、同条第四号中「第十六條第三号」を「第十九條第三号」に、「取消」を「取消し」に改め、同条を第十一條とする。

第九條第三項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第十條とする。

第七條中「第三條の二」を「第四條の二」に、「しゅん工」を「しゅん工」に、「第三條の二第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八條とし、第二章中同条の次に次の一條を加える。

（指定認定機関）

第九條 農林水産大臣又は都道府県知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条の規定による認定（以下「認定」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定認定機関に認定の業務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該認定の業務の全部又は一部を行わないものとする。

第六條第一項中「第三條の二第一項」を「第四條第一項」に改め、同条を第七條とする。

第五條第一項中「左の」を「次の」に、「に」を「いづれかに」に、「第三條の二第一項」を「第四條

第一項に改め、同項第一号中「しゅん工」を「しゅん工」に改め、同項第四号中「第三号の二第七項」を「第四号第七項」に改め、同項第五号中「前条第三号の漁業に該当し、且つ、同号の起業の認可を要する」を「第四号第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する」に、「同号の漁業に該当する場合において、同号の許可」を「許可その他の処分」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「第三号の二第一項」を「第四号第一項」に改め、同条を第六条とする。

第四号第一号中「定が」を「定めが」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二号中「定が」を「定めが」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が前条第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する場合において、その漁業につき起業の認可を受けていることその他その漁業に必要な許可その他の処分の見込みがあると認められるものでないとき。

第四号を第五号とする。

第三条の二第一項中「次に掲げる」を削り、「動力漁船を」を「動力漁船（長さ十メートル未満のもの）を除く。以下この章において同じ。」を、「第二号」を「第三号」に、「第三号」を「第二号又は第四号」に、「改造後」を「その改造後」に改め、同項各号を次のように改める。

一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第二百三十三号）第四条第一項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

二 漁業法第六十五条第一項若しくは水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船（前号に掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの
四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船
第三号の二第二項中「の外」を「のほか」に改め、「同項各号に掲げる」を削り、同条を第四条とする。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の漁船法（以下「新法」という。）第九条第一項又は第十四条第一項の指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。
新法第三十七条第一項（新法第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の漁船法（以下「旧法」という。）の規定により農林水産大臣又は都道府県知事がした許可、認定その他の処分は、新法の相当規定に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事がした許可、認定その他の処分とみなす。

2 旧法の規定により農林水産大臣又は都道府県知事に対してされている申請、報告その他の行為は、新法の相当規定に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事に対してされた申請、報告その他の行為とみなす。

（登録票の検認に関する経過措置）

第四条 新法第十三条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項若しくは第十七条第三項の規定により登録票の交付を受け、又は検認を受けた者について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

理由

行政事務の簡素化及び民間能力の積極的活用を図るため、農林水産大臣又は都道府県知事の許可の対象となる漁船の区分を見直すとともに、漁船建造の認定の事務を指定認定機関に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年七月十九日印刷

平成十三年七月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D